パートタイム社員労働条件通知書兼雇用契約書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  甲 　渋谷区南平台町○－○－○  株式会社　○○○○  　　　代表取締役　○○　○○  乙 （住所）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （氏名）  甲と乙は、次の通り雇用契約を締結し、双方で各１通を保有する。 | | | |
| 契約期間 | 期間の定め　有　（　○○○○年　４月　１日～　○○○○年　９月３０日　） | | |
| 就業の場所 | [雇入れ直後] 本社  [変更の範囲] 変更なし | | |
| 従事すべき業務の内容 | [雇入れ直後] 経理の業務  [変更の範囲] 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ | | |
| 始業・終業の時刻、  休憩時間、  所定時間外労働・休日労働の有無に関する事項 | １　始業・終業の時刻等  　　始業（　１０　時　００　分）　終業（　１７　時　００　分）  　※ただし、業務の都合上、始業・終業時刻を繰上げたり繰下げたりすることがある。  ２　休憩時間（　６０　）分  ３　所定時間外労働・休日労働の有無　（　有　）  ※時間外・休日労働の限度時間は、時間外・休日労働に関する労使協定による。 | | |
| 勤務形態 | 月曜日から金曜日 | | |
| 休　　日 | 毎週土曜、日曜日・国民の祝日、その他会社が指定した日 | | |
| 休　　暇 | １　年次有給休暇　６ヶ月継続勤務した場合　→　１０　日  　※詳細についてはパートタイム社員就業規則第○条の定めるところによる。 | | |
| 賃　　金 | １　基本賃金　　時間給（　○,○○○　）円  ２　諸手当の額及び計算方法  　　（　通勤手当　　○,○○○　　円　）  ３　所定時間外・休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率  　　イ　所定時間外 法定時間外労働６０時間以内（　２５　）％  　　　　　　　　　　法定時間外労働６０時間超（　５０　）％  　　ロ　休日　　　　法定休日（　３５　）％　法定外休日（　２５　）％  　　ハ　深夜　　　　（　２５　）％  ４　賃金締切日　毎月　１５日  ５　賃金支払日　毎月　当月２５日  ６　支払方法　　乙の同意を得て直接銀行口座に振込にて全額支払う。  ただし、所得税、住民税、社会保険料等法令で定められているものは、  支払いの際に控除する。  ７　昇給：無　　賞与：無　　退職金：無 | | |
| 契約更新、退職に  関する事項 | １　本契約は更新する場合がある。なお、契約の更新は以下の事由を総合的に勘案して決定する。  ①契約期間満了時の業務量　　②乙の勤務成績、態度　　③乙の能力  ④会社の経営状況　　　　　　⑤乙が従事している業務の進捗状況  ２　雇用契約を更新する場合は、労働条件を変更することがある。  ３　雇用契約の更新上限の有無（ 無 ・ 有（通算契約期間○年まで））  （４　本契約期間中に乙は甲に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日から無期雇用契約に転換することができる。なお、無期雇用契約に転換した場合、契約期間の定めを除いて労働条件の変更はない。）  (注) 通算契約期間が5年超となる有期雇用契約の締結の場合に必要となる記載事項です。  ４　甲が、契約期間の途中で契約を解除する場合は、雇用契約を解除しようとする日の１ヶ月前までに本人宛に通知する。解除の事由については、パートタイム社員就業規則第○条および第○条による。  ５　乙が、契約期間の途中で契約を解除する場合は、雇用契約を解除しようとする日の１ヶ月前までに会社に申し出なければならない。 | | |
| 社会保険 | 雇用保険［　有　］ | 健康保険［　有　］ | 厚生年金保険［　有　］ |
| その他 | １　雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、次のとおりとする。  本社　人事部人事課　（連絡先　03-\*\*\*\*-\*\*\*\*）  ２　本契約に定める以外の労働条件および服務規律等については、パートタイム社員就業規則等の交付により明示する。  ３　就業規則は、社内イントラネットに掲載する。 | | |